

### <対策のポイント>

持続的な漁業の達成に向け、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）の実施等に向けた活動、ワシントン条約（CITES）に関する科学的なレビュー等に必要な経費を支援します。さらに、漁業補助金規律の適切な策定・実施のため、WTOを通じて途上国メンバーに対して、漁業当局の関連会合への参加、補助金等の通報の改善等を支援します。

### <政策目標>

- ・PSM協定の批准国数（目標値：75カ国）[令和8年度まで] ・我が国及びFAO専門家の知見を生かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献
- ・世界の全漁獲量の約90%を占める漁獲量上位国（33か国・地域）のうちの途上国20か国全てがWTOに漁業補助金を通報する（2019年：7カ国→2026（令和8）年：20か国）

### <事業の内容>

#### 1. IUU漁業対策支援促進事業（FAOへの拠出）

43 (42) 百万円

- (ア) PSM協定実施支援（継続）：PSM協定の確実な実施のための能力開発等を支援。
- (イ) 資源管理・監視取締データ収集能力強化（継続）：リモートでの漁船の監視・取締体制の構築に向けたデータ収集等を含め、FAOが途上国に対し行う漁業データ収集能力の向上等のための能力開発を支援。
- (ウ) 地域漁業管理機関（RFMO）等を通じた能力強化（継続）：優良事例の幅広い導入に向けた能力開発や、知見共有のためのワークショップ開催等を支援。

#### 2. 健全な漁業生態系確保事業（FAOへの拠出）

5 (6) 百万円

- (ア) 漁業対象種のワシントン条約（CITES）掲載対策（継続）：CITES附属書掲載種の資源状況、漁業管理、貿易の影響等についてのレビュー等を支援。
- (イ) 海洋保護区（MPA）等区域型管理ツールに基づく管理（継続）：国際会議において、漁業を禁止するような区域型管理が合意されないよう国際会議の場での発信等を支援。

#### 3. 漁業補助金関連会合参加支援事業（WTOへの拠出）

3 (8) 百万円

途上国漁業当局担当者のWTO関連会合（ルール交渉会合、補助金委員会（漁業補助金小委員会）、国別貿易政策検討会等）への参加を支援（首都からのテレビ会議での参加を含む）

#### 4. 漁業補助金通報支援事業（WTOへの拠出）

5 (6) 百万円

途上国漁業当局向けの個別支援等を通じて、途上国の通報能力の向上を図る。

### <事業イメージ>

#### ● IUU漁業対策支援促進事業

- ・PSM協定の確実な実施のための、途上国における能力開発等
- ・リモートでの漁獲データ、監視取締データの収集を含め、漁獲データ収集能力の向上等



#### ● 健全な漁業生態系確保事業

- ・漁業の専門知見を有する唯一の国際機関であるFAOを通じ、科学的知見に基づく発信を行い、CITES、生物多様性条約（CBD）等の議論に貢献



#### ● 漁業補助金関連会合参加支援事業

- ・途上国漁業当局担当者のWTO関連会合への参加を支援



#### ● 漁業補助金通報支援事業

- ・専門家の派遣による個別支援等を通じて、途上国の漁業補助金の通報能力が向上



### <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)  
(2) 水産庁国際課 (03-3591-1086)  
(3) 水産庁加工流通課 (03-6744-1867)